

第三回 國會議員會議錄 第二号

昭和二十三年十一月十日(水曜日)

午後三時十八分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

委員 長 良作君

岡井 藤志郎君

松本 弘君

池谷 信一君

榊原 千代君

荊木 一久君

佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 田中 角榮君

檢察長官 木内 實益君

法務行政長官 佐藤 藤佐君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

十一月九日

加藤吉太夫君が委員を辭任した。

十一月九日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出第六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

第二類第五号

法務委員會議錄

第二号

昭和二十三年十一月十日

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出第六号)

副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)(予)

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)(予)

○高橋委員長 これより會議を開きます。

田中政務次官より發言を求められております。これを許します。田中政務次官。

○田中(角)政府委員 一言ごあいさつを申し上げます。新しい國會の勢頭でありますので、主務委員会であるところの當委員会に對しましては、法務總裁がごあいさつに何うつもりでありましたが、おととい責任いたしましたばかりで、何もよく存しておりました。特にきようは別に一つ会がありますので、あらためて當委員会にごあいさつにまかり出るといふお話でございましたから、よろしくお願いいたしましたと思います。

なお私は御承知の通り、まつたのしろうとでありまして、當委員会の委員の諸君は全部私の先輩であり、かつ非常にエキスパートでありますので、私も當委員会の審議が迅速に進みますように、國會と法務廳、その他行政府との間を皆さんの命によつていろく連絡の御に当たりたい。こう思つておるのであります。よろしくお願いいたします。一言ごあいさつ申し上げます。

○高橋委員長 これより副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を願います。

副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副檢察事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

「一年以内」を「二年以内」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○木内政府委員 副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

副檢察事につきましては、御承知の通り、二級の檢察官たる資格を有するもののほか、檢察廳法第十八條第二項において、高等試験に合格した者及び三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職にあつた者で、副檢察事選考委員会の選考を経たものの中からも、これを任命することができるとあります。この任命資格を有する者をもつてその定員を満たすことが困難でありましたので、第一回國會において、副檢察事の任命資格の特例に関する法律を制定し、その施行の日から一年以内に限り、副檢察事は、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副檢察事の職務に必要な学識経験のある者で、副檢察事選考委員会の選考を経たものの中からも、これを任命することができるとし、檢察事務官、警察官等より廣く人材を登用することとしたのであります。しかしてその後政府におきましては、この特例法律により、鋭意副檢察事の充員に努力して來たのであります。現在までに二百三十七名を任命し得たにとどまり、正規資格により任命せられた者百十八名を加えましても、定員五百三十名に對して、なお百七十五名の欠員を残している状態でありまして、しかも刑事訴訟法の改正に伴ひまして、檢察事務はますます多忙となることが予想され、檢察官の増員は必至であります。これを檢察のみをもつて満たすことはとうてい困難でありまして、その大部分は副檢察事をもつてこれに充てなければならぬ次第であります。

これらの副檢察事を任命いたしますには、今後任命資格の特例によらなければならぬのであります。この特例法律は、本年十二月十七日以後はその効力を失うことになつておりますので、これをさらに一年間延長することといたしまして、この現状に對処したいと思つてあります。

○佐藤(藤)政府委員 戸籍手数料の額は、昨昭和二十二年政令第二百一十一号で、同年十月一日から五円に増額され、右政令は、そのまゝの内容で、本年六月戸籍手数料の額を定める法律に切りかえられ、現在に至つてゐるのであります。右増額以來、物價の騰勢は依然として続き、日本銀行統計局作

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望いたします。

○高橋委員長 本日はこの提案理由の説明を聴取するにとどめ、次の議題に移ります。

○高橋委員長 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案、これを議題といたします。政府より提案理由の説明を願います。

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案

戸籍手数料の額を定める法律(昭和二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條、第三條並びに第四條第一項及び第二項中「五円」を「十二円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から、施行する。

○佐藤(藤)政府委員 戸籍手数料の額は、昨昭和二十二年政令第二百一十一号で、同年十月一日から五円に増額され、右政令は、そのまゝの内容で、本年六月戸籍手数料の額を定める法律に切りかえられ、現在に至つてゐるのであります。右増額以來、物價の騰勢は依然として続き、日本銀行統計局作

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望いたします。

○高橋委員長 本日はこの提案理由の説明を聴取するにとどめ、次の議題に移ります。

○高橋委員長 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案、これを議題といたします。政府より提案理由の説明を願います。

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案

戸籍手数料の額を定める法律(昭和二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條、第三條並びに第四條第一項及び第二項中「五円」を「十二円」に改める。

附則

成の物價指數表により、例を東京小賣物價及び同卸賣物價にとつてみましても、右増額當時に比べ、いずれも二倍以上となつており、また戸籍の謄、抄本を作成するに要する実費を实地について調査したてみましても、昨年の約三倍となつておりまして、現行手数料をもつては、戸籍の謄、抄本を作成するに要する実費を償うにも足りない状態でありまして、このため戸籍事務に要する経費を負担しております地方公共団体の財政的負担はいよゝゝ大きく、この際戸籍手数料の増額をい

たしなすことは、諸経費の増大に俾む地方公共団体の強い要望にこたえ、ひいては戸籍事務の円滑な運営をはかるゆえんでもあります。よつてここに戸籍手数料の増額をため、この法律案を提出した次第であります。

以下その内容の概略を申し上げますと、戸籍手数料の額を定める法律第二條は、戸籍手数料に関する規定でありまして、現在戸籍謄、除籍簿、戸籍その他市町村長の受理した書類または戸籍訂正申請書類の閲覧手数料は、一回につき五円と定めておりますが、これを十二円に増額いたします。同法第三條は、謄、抄本交付手数料に関する規定でありまして、現在戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本の交付手数料は、一枚につき五円と定めておりますが、これを十二円に増額いたします。

同法第四條は、いづゆる記載事項及び受理証明の手数料に関する規定でありまして、現在右謄本もしくは抄本の記載事項に変更がないことの証明、戸籍もしくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明、または届出もしくは申請受理の証明書、届書その他市町村長の

受理した書類もしくは戸籍訂正申請書類の記載事項の証明書の交付の手数料は、一件につき五円と定めておりますが、これもまた十二円に増額することにした。右増額の割合は、大体現在の二倍半にすぎない。前記の物價指數と戸籍謄、抄本作成に要する実費を標準といたしました。以上がこの法律案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○高橋委員長 この法律案も本日は提案理由の説明を聴取するにとどめ、次の議題に移ります。

○高橋委員長 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府委員より提案理由の説明

を願います。

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2 この法律施行前に要した費用に

○佐藤(藤)政府委員 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

民事、刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、御承知の通り、それぞれ民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執行吏手数料規則の三法律に規定されているのでありますが、戦時中の諸物價の高騰に應じて、臨時的にこれらを増額するため訴訟費用等臨時措置法が制定され、さらに引續く諸物價の高騰に伴い、一昨年九月及び昨年十一月と再三増額をみたのであります。

かかるその後一年間の経済情勢の変遷は眞にはなほはしく、例を日本銀行統計局調査の東京における小賣物價指數にとつてみましても、本年七月の物價は、昨年同期の物價に比して約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額は、まづたく実情に副ねぬものとなり

以下改正の要点を申し上げます。
第一は、民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を現狀に即するよう増額した點でありまして、今回の改正の眼目とするところであります。増額の程度は、物價指數により大体現行の二倍半から三倍程度にいたしました。但し旅費、日当、宿泊料も同じく現行の三倍程度の増額になつておりますが、その算定の基礎は、事の性質上諸官廳における内國旅費支給規定に準じてこれを定めたのであります。第二條、第三條、第四條第一項、第四項及び第五項の改正規定がすなわちそれでありまして、

第二は、執行吏の差押及び競賣手数料の計算方法を改めた点であります。この手数料は、債權額または競賣金額の多寡に應じて定まるものであります。現行法では手数料計算の標準となる債權額または競賣金額を五万円以下六段階にわけてありますが、現在ではこの分け方は、すでにこまかに過ぎ、かつ五万円を越える場合に適當な段階が設けてないため、手数料の算定に適正を欠くおそれがありますので、今回の改正では十万円以下を六段階にわけ、かつ一事件の平均金額の騰貴及び手数料の通減率等を考慮しまして、各段階ごとに適當な手数料額を規定することにした。第四條第二項及び第三項の改正規定がそれであり

以上がこの法律案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○高橋委員長 これも本日は提案理由の説明を聴取することにとどめ、次の

説明を聴取することにとどめ、次の

議題に移ります。

○高橋委員長 罹災都市借地借家臨時
処理法第二十五條の二の災害及び同條

の規定を適用する地区を定める法律案
を議題といたします。政府より提案理
由の説明を願います。佐藤藤佐君。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適
用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を
適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二
の災害を左表上欄記載の通り、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する
地区を同表下欄記載の通り定める。

災	害	地	区
昭和二十三年六月二十八日 北陸地方におこつた震災及 びこれに伴つておこつた火 災	福井縣のうち 福井市 足羽郡のうち 酒生村 東郷村 下文森村 六條村 社 村 吉田郡のうち 西藤島村 河合村 森田町 中藤島村 岡保村 東藤島村 松岡町 五嶺ヶ島村 坂井郡のうち 芦原町 北湯村 細呂木村 坪江村 伊井村 東十郷村 金津町 長畝村 丸岡町 高根村 磯部村 春江町 大石村 兵庫村 大関村 本莊村 木部村 浜四郷村 鶴村 大安寺村 石川縣のうち 江沼郡のうち 大聖寺町 昭和二十三年七月二十四日 福井地方におこつた水害	福井縣のうち 福井市 吉田郡のうち 西藤島村 中藤島村	

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十三年九月十六日東
北地方におこつた風水害

岩手縣のうち
一関市 宮古市

○佐藤(藤)政府委員 罹災都市借地借
家臨時処理法第二十五條の二の災害及
び同條の規定を適用する地区を定める
法律案の提案理由を御説明申し上げま
す。

罹災都市借地借家臨時処理法は、あ
るいは罹災建築物の旧借主に優先的に借
地権を取得させ、あるいは罹災地の
借地権で、今後存続させる意思のない
と認められるものを貸主の側から消滅
させる等の道を開き、これらに関連す
る借地借家関係を調整して、戦争によ
る罹災都市の急速な復興をはかること
を目的として制定されたものであります
が、同法第二十五條の二の規定により
ますと、戦災の場合のみならず、別に
法律で指定した火災、震災、風水害そ
の他の災害の場合にも同法の規定を適
用して、かかる災害地の復興の促進に
資することとなつております。その適
用地区は同法第二十七條第二項の規定
によりますと、これまた災害ごとに別
に法律で定めることとなつていてので
あります。

昭和二十三年六月二十八日、北陸地
方におこつた震災及びこれに伴つて発生
した火災、同年七月二十四日、福井地
方におこつた水害並びに同年九月十六
日、東北地方におこつた風水害につま
して、その被害状況及びこれらの地区
における借地借家関係等を慎重に調査
検討いたしましたところ、これらの災
害につき、同地区にも罹災都市借地借

家臨時処理法の規定を適用すること
いたしますのが、同地区の住民に一日
も早く安住の場所を與え、同地区をす
みやかに復興させるゆえんと考えられ
ますので、ここに本法律案を提出いた
した次第でございます。

○高橋委員長 この法律案も本日は提
案理由の説明を聴取するにとどめ、次
の議題に移ります。

○高橋委員長 下級裁判所の設立及び
管轄区域に関する法律の一部を改正す
る法律案を議題といたします。政府よ
り提案理由の説明を願います。佐藤藤
佐君。

(第三表)

名	称	所 在 地
東京家庭裁判所		東京都
横濱家庭裁判所		横濱市
浦和家裁判所		浦和市
千葉家庭裁判所		千葉市
水戸家庭裁判所		水戸市
宇都宮家庭裁判所		宇都宮市
前橋家庭裁判所		前橋市
静岡家庭裁判所		静岡市
甲府家庭裁判所		甲府市
長野家庭裁判所		長野市
新潟家庭裁判所		新潟市

下級裁判所の設立及び管轄区域
に関する法律の一部を改正する
法律案

下級裁判所の設立及び管轄区
域に関する法律の一部を改正
する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律(昭和二十二年法律第六
十三号)の一部を次のように改正す
る。

第一條中「別表第三表を「別表第
四表」に改め、「地方裁判所を」の下
に「別表第三表の通り家庭裁判所
を、」を加える。

第二條中「別表第四表を「別表第
五表」に改め、「地方裁判所」の下に
「家庭裁判所」を加える。

別表中「(第三表)を「(第四表)」
に、「(第四表)を「(第五表)」に改
め、別表第二表の次に次の一表を加
える。

大阪家庭裁判所
京都家庭裁判所
神戸家庭裁判所
奈良家庭裁判所
大津家庭裁判所
和歌山家庭裁判所
名古屋家庭裁判所
津家庭裁判所
岐阜家庭裁判所
福井家庭裁判所
金澤家庭裁判所
富山家庭裁判所
廣島家庭裁判所
山口家庭裁判所
岡山家庭裁判所
鳥取家庭裁判所
松江家庭裁判所
福岡家庭裁判所
佐賀家庭裁判所

大阪市
京都市
神戸市
奈良市
大津市
和歌山市
名古屋市
津市
岐阜市
福井市
金澤市
富山市
廣島市
山口市
岡山市
鳥取市
松江市
福岡市
佐賀市

長崎家庭裁判所
大分家庭裁判所
熊本家庭裁判所
鹿児島家庭裁判所
宮崎家庭裁判所
仙臺家庭裁判所
福島家庭裁判所
山形家庭裁判所
盛岡家庭裁判所
秋田家庭裁判所
青森家庭裁判所
札幌家庭裁判所
函館家庭裁判所
旭川家庭裁判所
釧路家庭裁判所
高松家庭裁判所
徳島家庭裁判所
高知家庭裁判所
松山家庭裁判所

長崎市
大分市
熊本市
鹿児島市
宮崎市
仙臺市
福島市
山形市
盛岡市
秋田市
青森市
札幌市
函館市
旭川市
釧路市
高松市
徳島市
高知市
松山市

別表第四表名称の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木市簡易裁判所」に、「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、「中山簡易裁判所」を「愛知中村簡易裁判所」に、「関簡易裁判所」を「関簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都北多摩郡武蔵野町」を「東京都武蔵野市」に、「栃木縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」を「太田市」に、「静岡縣富士郡吉原町」を「吉原市」に、「静岡縣志太郡島田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田町」に、「大阪府三島郡茨木町」を「茨木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」を「枚方市」に、「大阪府泉南郡佐野町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城郡高田町」を「大和高田市」に、「名古屋市中川区」を「名古屋市中村区」に、「福井縣南條郡武生町」を「武生市」に、「岩手縣西磐井郡一関町」を「一関市」に、「北海道留萌郡留萌町」を「留萌市」に改める。

別表第五表地方裁判所の欄中「地方」を「地方裁判所」に、「同表裁判所」を「家庭裁判所」に、同表豊島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板橋区」を「板橋区（練馬区）」に改め、同表武蔵野簡易裁判所の項を次のように改める。

東京都の内
武蔵野市
北多摩郡の内
三鷹町 小金井町 田無町 東村山町 清瀬村 久留米村 保谷町
小平町

同表横濱南簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯子区」を「磯子区 金澤区」に改め、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌倉郡 藤澤市片瀬、江ノ島」を削り、同表藤澤簡易裁判所の項を次のように改める。

神奈川縣の内
藤澤市 茅ヶ崎市
高座郡の内
小出村 寒川町 御所見村 有馬村 大和町 海老名町 綾瀬町 澁谷町

同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「相模原町」を「相模原町 座間町」に改め、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「（長井町を除く）」及び同表三崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「横須賀市長井町」を削り、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。

浦和	埼玉縣の内 浦和市 北足立郡の内 土合村 美笹村 戸田町 蕨町 與野町 大久保村 志木町 内間木村 宗岡村 水谷村 大和田町 朝霞町 大和町 片山村
----	---

同表川越簡易裁判所の項を次のように改める。

川越	埼玉縣の内 川越市 入間郡の内 坂戸町 山田村 三芳野村 芳野村 古谷村 大東村 南古谷村 奥富村 福原村 高階村 大井村 鶴瀬村 南畑村 福岡村 名細村 霞ヶ関村 柏原村 勝呂村 鶴ヶ島村 所澤町 豊岡町 入間川町 三芳村 堀兼村 入間村 三ヶ島村 柳瀬村 東金子村 金子村 藤澤村 宮寺村 元狭山村 比企郡の内 中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 ハッ保村 小見野村
----	--

同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 ハッ保村 小見野村」及び同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父郡の内 矢納村」を削り、同表茨城太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山方村」を「山方町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「都和村」及び「吉沼村 高道祖村」を削り、同表下妻簡易裁判所の項を次のように改める。

下妻	茨城縣の内 眞壁郡の内 下妻町 川西村 上妻村 大曾村 勝波ノ江村 結城郡の内 石下町 下結城村 安藤村 大形村 岡田村 飯沼村 西豊田村 豊加美村 總上村 宗道村 露飼村 豊田村 玉村 水海道町 大花羽村 五箇村 三妻村 大生村 菅原村 豊岡村 筑波郡の内 谷原村 十和村 吉沼村 高道祖村 北相馬郡の内 小絹村 内守谷村 坂手村 菅生村
----	--

同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木今市	栃木縣の内 上野賀郡の内 今市町 日光町 落合村 河内郡の内 豊岡村 大澤村 鹽谷郡の内 栗山村 藤原町 三依村
------	--

同表群馬太田簡易裁判所、熱海簡易裁判所、吉原簡易裁判所、島田簡易裁判所及び濱松簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

太田	群馬縣の内 太田市 新田郡の内 寶泉村 藪塚本町 木崎町 尾島町 生品村 強戸村 山田郡の内 毛里田村 矢場川村 休泊村
----	---

熱海	静岡県の内 熱海市 伊東市 田方郡の内 網代町 宇佐美村 對島村
----	---

吉原	静岡県の内 吉原市 富士宮市 富士郡 静岡縣の内 島田市 志太郡 榛原郡
----	---

濱松	静岡県の内 濱松市 磐田市 濱名郡 磐田郡の内 掛塚町 今井村 三川村 廣瀬村 岩田村 富岡村 池田村 井通村 十束村 御厨村 南御厨村 於保村 福田町 長野村 袖浦村 大藤村 向笠村 田原村 豊濱村 袋井町 久勢村 上淺羽村 東淺羽村 西淺羽村 幸浦村
----	--

同表吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「福地村 下吉田町 明見村」を「下吉田町 富士上吉田町 明見町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「永明村」を「ちの町」に、同表小千谷

簡易裁判所の管轄区域の欄中「片貝村」を「片貝町」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「巽村」を「巽町」に、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂美村」を「箕面町」に改め、同表美木簡易裁判所、布施簡易裁判所、枚方簡易裁判所、岸和田簡易裁判所及び佐野簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

美木	大阪府の内 美木市 高槻市 三島郡の内 富田町 三宅村 安威村 福井村 玉島村 豊川村 石河村 見山村 清溪村 島飼村 三箇牧村 五領村 島本町
布施	大阪府の内 布施市 八尾市 中河内郡の内 枚岡町 盾津町 玉川町 高安村 南高安村 孔舎衛村 大戸村 細手町 三野郷村 英田村 曙川村 若江村
枚方	大阪府の内 枚方市 守口市 北河内郡
岸和田	大阪府の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉北郡の内 和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村
佐野	大阪府の内 泉南郡 泉佐野市 泉南郡
同表釜山簡易裁判所の管轄区域の欄中「與謝郡の内」を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。	
神戸	兵庫縣の内 神戸市の内 生田区 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区の内 東垂水町 舞子町 西垂水町 多聞町 名谷町 鹽屋町 下畑町 美嚢郡
同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本庄村」を「本庄村 鳴尾村」に改め、同表尼崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。	

明石	兵庫縣の内 明石市 明石郡 神戸市の内 垂水区の内 伊川谷町 櫛谷町 押部谷町 玉津町 平野町 神出町 岩岡町
同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北葛城郡」を「大和高田市 北葛城郡」に、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を「由良町」に改め、同表中川簡易裁判所の項を次のように改める。	

愛知中村	愛知縣の内 名古屋市の内 中川区 中川区 港区
同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市 碧海郡」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村 島津村 鶴倉村 中島村」に改め、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉津村 島津村 鶴倉村 中島村」及び同表御高簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。	

出町	富山縣の内 東礪波郡の内 出町 油田村 南般若村 東般若村 梅檀野村 般若村 柳瀬村 太田村 庄下村 五鹿屋村 東野尻村 中野村 雄神村 梅檀山村 種田村 福野町 山野村 井波町 青島村 利賀村 東山見村 南山見村 高瀬村 林村 鷹栖村 西礪波郡の内 是戸村 高波村
同表吳簡易裁判所の管轄区域の欄中「下浦刈島村」を「下浦刈島村 向村」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「津之郷村 瀬戸村」を削り、「山南村」を「山南村 横島村 田島村」に改め、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三浦村」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「水谷村」を「水谷町 津之郷村 瀬戸村」に改め、「横島村 田島村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「鑄銭司村」を「鑄銭司村 阿知須町」に改め、同表岡山簡易裁判所、玉野簡易裁判所、玉島簡易裁判所、倉敷簡易裁判所、「笠岡簡易裁判所」「高梁簡易裁判所、津山簡易裁判所、林野簡易裁判所及び鳥取簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。	

岡山 岡山縣の内 岡山市 御津郡 赤磐郡 上道郡 吉備郡の内 福谷村 岩田村 日近村 大井村 足守町 阿曾村 生石村 服部村 高松町 眞金町 都窪郡の内 加茂村 吉備町 妹尾町 福田村 庄村 児島郡の内 興除村 藤田村	玉野 岡山縣の内 玉野市 児島市 児島郡の内 藤戸町 郷内村 琴浦町 離崎村 粒江村 莊内村 胸上村 山田村 甲浦村 八濱町 小串村 鉢立村	玉島 岡山縣の内 浅口郡の内 玉島町 長尾町 船穂町 富田村 黒崎村 金光町 寄島町 六條院 町 里庄村 鴨方町 吉備郡の内 呉妹村 穂井田村	倉敷 岡山縣の内 倉敷市 都窪郡の内 早島町 茶屋町 常盤村 豊洲村 帯江村 中庄村 山手村 清音村 三須村 菅生村 児島郡の内 福田町 浅口郡の内 連島町 西阿知町 吉備郡の内 總社町 池田村 秦村 二万村 岡田村 川邊村 神在村 蘭村 久代村 山田村 簡田村 新本村 岡山縣の内 小田郡の内
---	--	---	---

笠岡 笠岡町 金浦町 城見村 陶山村 大井村 吉田村 新山村 今井村 神島外村 北本島村 眞鍋島村 稻倉村 大江村 神島内村 浅口郡の内 大島村	高梁 岡山縣の内 上房郡 川上郡 吉備郡の内 日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村	津山 岡山縣の内 津山市 苫田郡 久米郡 勝田郡の内 河邊村 大崎村 勝加茂村 新野村 廣戸村 瀧尾村 北吉野村 豊田村 廣野村	林野 岡山縣の内 英田郡 勝田郡の内 勝間田町 勝田町 飯岡村 豊國村 豊並村 梶並村 吉野村 高取村 植月村 公文村 古吉野村 北和氣村 湯郷村 南和氣村	鳥取 鳥取縣の内 鳥取市 岩美郡 氣高郡 八頭郡の内 下私都村 中私都村 上私都村	同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氣高郡の内 大和村 神戶村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。	佐賀 佐賀縣の内 佐賀市 佐賀郡 神埼郡 小城郡の内 南山村 北山村	小城 佐賀縣の内 小城郡の内 小城町 牛津町 西多久村 砥川村 多久村 芦刈村 北多久村 三日月村 南多久村 東多久村
--	--	--	--	---	---	--	---

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め、同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、濱町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

熊本	熊本縣の内 熊本市 飽託郡 菊池郡の内 大津町 瀬田村 陣内村 原水村 津田村 合志村 護川村 平眞城村 西合志村 泗水村 田島村 阿蘇郡の内 錦野村 山西村 下益城郡の内 松橋町 當尾村 豐川村 河江村 小川町 海東村 小野部田村 豐福村 豐野村 中山村 隈庄町 豐田村 杉上村 杉合村 守富村 宇土郡の内 宇土町 轟村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町	三角 熊本縣の内 宇土郡の内 三角町 網田村 大嶽村 郡浦村 戸馳村 天草郡の内 登立町 維和村 中村 上村 湯島村	山鹿 熊本縣の内 鹿本郡 菊池郡の内 北合志村 隈府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池村 加茂川村 清泉村 磐村 城北村 龍門村 迫間村 水瀨村 旭野村	濱町 熊本縣の内 上益城郡の内 濱町 名連川村 朝日村 御嶽村 白糸村 下矢部村 中島村 小峯村 阿蘇郡の内 馬見原町 菅尾村

八代	熊本縣の内 八代市 八代郡 葦北郡の内 日奈久町 二見村 百濟來村
水俣	熊本縣の内 葦北郡の内 水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村
天草	熊本縣の内 天草郡の内 本渡町 佐伊津村 御領村 鬼池村 手野村 城河原村 本村 龜場村 樋宇土村 宮地岳村 中田村 碓石村 宮地村 大多尾村 楠浦村 志柿村 島子村 下浦村 楠本村 宮田村 浦村 棚底村 大道村 御所浦村 高戸村 樋島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村 二江町 都呂々村 福連木村 下田村 高濱村 今津村 阿村 教良木河内村 姫戸村 大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村 下津浦村 楠浦村
伊集院	鹿児島縣の内 日置郡の内 伊集院町 伊作町 市來町 串木野町 東市來町 上伊集院村 吉利村 郡山村 下伊集院村 日置村 永吉村
加世田	鹿児島縣の内 川邊郡の内 加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村 日置郡の内 田布施村 阿多村

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良村」を「吾平町」に、同表大根古簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」を「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内」江刈村」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。

同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町」を「知覽町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。

岩手縣の内

一関市 西磐井郡

東磐井郡の内

長島村 舞川村

千蔵町 折壁村

矢越村 小梨村

八澤村 大津保

村 藤澤町 黄海村

奥玉村 磐清水村

門崎村 松川村

猿澤村 田河津村

摺澤町 澁民村

興田村 長坂村

大原町

同表本莊簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正寺村」を削り、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大三澤町」に改め、同表吉小牧簡易裁判所の項を次のように改める。

北海道の内

吉小牧

吉小牧市

勇拂郡の内

安平村 厚真村

鶴川村 穂別村

○佐藤(藤)政府委員 ただいま議題となりまして下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律は新憲法第七十六條第一項及び裁判所法第二條第二項の規定に基づき、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域について規定したものでありまして、昭和二十二年四月、法律第六十三号として制定公布せられ、同年七月、法律第八十九号をもつてその一部が改正せられて今日に至つたのでありますが、今回さらに次のような改正を要することになりましたので、この法案を提出いたした次第であります。

すなわちその改正の第一点は、家庭裁判所の設立及び管轄区域に関する規定を設けることとあります。さきの第二回国会において少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十八号)が成立し、昭和二十四年一月一日から施行せられることになっておりますが、

この法律の改正に伴い、政府は下級裁判所の一種として、少年法で定める少年に対する保護事件の審判及び同法で定める成人に対する刑事事件の裁判のほか、家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調定を行わせるため、家庭裁判所を設置する必要があると認め、別途裁判所法の一部を改正する等の法律案を提出いたした次第であります。

この法律の改正に伴い、政府は下級裁判所の一種として、少年法で定める少年に対する保護事件の審判及び同法で定める成人に対する刑事事件の裁判のほか、家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調定を行わせるため、家庭裁判所を設置する必要があると認め、別途裁判所法の一部を改正する等の法律案を提出いたした次第であります。

その第二点は、土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を是正することとあります。簡易裁判所は、裁判所法の制定に伴い、全国を通じて五百五十九箇所にあらたに設立せられたのでありますが、設立後一年有余の実績にかんがみ、その管轄

同表秋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀧上村」を「瀧上町」に、同表留別簡易裁判所の管轄区域の欄中「留別郡」を「留別市」に、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐呂間村」を「佐呂間町」に、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を「花咲町」に、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表阿部簡易裁判所の管轄区域の欄中「大忍村」を「登志村」に、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大町」に、同表大正村を「大正町」に、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「清水町」を「伊豆田村」に、同表三崎町「下川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生町」を「金生町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

の名称等に変更のあつたことに伴い、この法律の別表を訂正する点であります。すなわち従前の町や村が合併して市または町となり、また市町村の名称が変更せられる等、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更がある場合に、これに従つてこの法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正しようとする点であります。

以上まことに簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○高橋委員長 本案も本日は提案理由の説明を聴取するにとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十九分散会

第二回国会衆議院司法委員会議録第二十二号中正誤

頁 段 行 誤 正
二四 五 二三 全部最高 全部高等 裁判所 裁判所

昭和二十三年十二月四日印刷

昭和二十三年十二月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局